

知っておきたい
個人事業主の
これで安心!

お金の話 & 確定申告

(お申込み順)
定員 **20名**
参加費 無料



申込はこちら→

せきの創業セミナー

セミナー概要

前半では、会社員と個人事業主の違いから、個人事業主が知っておくべき税金や社会保険の基礎を解説します。
後半では、確定申告で焦らないための会計ソフトの使い方を実演します。

12月5日(金)

14:00～16:00

**せきてらす
(多目的ホール)**

講師 税金や社会保険の基礎知識

関市ビジネスサポートセンター センター長
経営学修士(MBA) 中小企業診断士
杉山正和氏

前半

大学卒業後、大手食品卸売業の国分株式会社(現 国分グループ本社)に入社。21年間、大手スーパーやコンビニなどの営業を担当し、販路開拓・商品開発・売場提案に従事。その後、経営コンサルタントとして独立し、中小企業の経営支援・セミナー講師・大学の非常勤講師を務める。さらに、内閣府の沖縄黒糖ブランディング実証実験にも参画し、国や自治体の事業にも関与。幅広く活躍している。

講師 会計ソフトの使い方

関商工会議所
記帳職員 **倉田恵梨子氏**

後半

令和3年4月より関商工会議所に勤務。記帳職員として、個人事業主を対象とした記帳相談業務に携わる中で、会計ソフトの操作支援を担当している。

申込方法、
詳細は裏面を
ご覧ください

電話 **0575-23-6753**

主催：関市・関市ビジネスサポートセンター
共催：関商工会議所

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地 E-mail: shoko@city.seki.lg.jp

セミナー後に受けられる支援制度

せきの創業セミナーの受講とセキビズや各連携機関(※1)での個別相談(※2)をあわせて4回以上された方は、関市が発行する証明書を受けることで各種優遇制度を利用することができます。詳しくは、関市商工課(0575-23-6753)までお電話ください。

(※1) 関商工会議所、関市西商工会、関市東商工会、関信用金庫、(株)十六銀行、

(株)大垣共立銀行、岐阜信用金庫、(株)日本政策金融公庫

(※2) 個別相談のうち、セキビズでの相談が1回以上必須となります。

各種優遇制度

1. 登録免許税の軽減

認定を受けた創業者が会社を設立する際の登録免許税が軽減されます。

例：株式会社の場合 資本金の0.7% → 0.35% (最低税額 15万円 → 7.5万円)

2. 創業関連保証の特例

信用保証協会の無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することが可能です。

3. 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ(別途審査あり)

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として利用することが可能です。

4. その他各種補助金制度等の加点、申請要件

(例) 小規模事業者持続化補助金創業型など

※詳細は関市商工課までお問い合わせください。

申込方法

電話 0575-23-6753

フォーム <https://logoform.jp/f/H5rNJ>

申込はここから↓



ACCESS



せきてらす
SEKITEIRASU

〒501-3874 関市平和通 4 丁目 12 番地 1 TEL 0575-23-1670